

とくしまDX推進HUB設計施工業務仕様書

1 目的

本仕様書は、DX人材とデジタル技術に興味関心がある者が交流する場として、とくしまDX推進HUBを創設するに当たって、必要となる各種事項を定めることを目的とする。

2 業務名

とくしまDX推進HUB設計施工業務

3 業務の目的

人口減少・少子高齢化に起因する地域課題の解決を図るため、官民が協働するワーキンググループを設置し、事業者、団体、自治体等それぞれが有するノウハウ、アイデア、知見を活かしながら地域課題の解決策を検討し、デジタル技術を活用した実証実験の実施・社会実装を行う場として、また、DX人材の育成やデジタルデバインド対策等を実施し、地域DXを推進する場として、「とくしまDX推進HUB」を創設する。

「とくしまDX推進HUB」は、当県が借り受ける既存の商業施設の2区画に創設するものとし、当該区画の改装に係る設計及び施工を実施するとともに、什器を調達・設置することで、場のコンセプトに合った空間の一体的な実現を図る。

4 履行場所

徳島県徳島市寺島本町西1-61

徳島駅クレメントプラザ 5階504区画・505区画（184.58㎡（55.83坪））

※別添1「整備配置図」を参照

5 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

6 業務内容

(1) 本業務の業務項目

本業務は、DX人材と地域課題に取り組む人々が交流し、官と民とが協働して、地域におけるDXを推進する場を設けることを目的とする業務であることを十分理解し、この目的に沿った最新の業界動向、市場や国、地方公共団体等の動向を踏まえ、専門的観点に立って行うこと。

ア 本業務委託に関するプロジェクト管理

イ 区画改装計画策定業務

ウ 什器等物品計画策定

エ 内装改修工事

オ 電気設備工事

カ 機械設備工事

キ 什器等物品の調達及び搬入・設置業務

ク その他本業務の目的の実現に必要な業務

※ 各業務項目の詳細は、後述する「(2) 委託詳細」で示すとおり

(2) 委託詳細

① 本業務委託に関するプロジェクト管理

ア 業務計画書の作成

本業務委託を実施する上で必要な事項を網羅した「業務計画書」を作成し、県の承認を得ること。「業務計画書」には、スケジュール、業務工程、実施体制、作業概要、作業工数及び費用内訳等を示すこととし、実施体制には、組織体制、業務責任者等を記載すること。

イ プロジェクト管理の実施

県の承認を得た業務計画書に沿って、スケジュール管理、品質管理等のプロジェクト管理を実施すること。

② 区画改装計画策定業務

ア 別添2「施設整備等の要件」を考慮し、区画改装に当たっての基本設計・実施設計を行うこと。なお、基本設計に当たっては、原案を県に提示した上で、必要に応じて修正するなど県と十分に調整を行うこと。

イ 意匠設計を行う際には、下記のとくしまDX推進HUBのコンセプトを活かしたものとすること。

【「意匠設計」の実施に当たり考慮すべきコンセプト】

- 徳島県ならではのDX「県民、事業者、行政等が、データやデジタル技術を活用することを前提に、組織のあり方、業務プロセス、文化・風土を変革し、地域の魅力を創造すること」を実現する空間であること。
- DX人材とデジタル技術に関心を持つ者が自由に交流し、交流を通じて、新たな価値を創造していく空間であること。
- 空間デザインについては、IT系企業やデジタルネイティブに好まれるデザインを取り入れるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した設計となっていることが望ましい。

③ 什器等物品調達計画策定

上記の区画改装計画で作成した基本設計に対応した「物品調達計画書」を作成すること。

なお、「物品調達計画書」には、品目、品名、数量、サイズを明記するほか、区画への設置状況が分かるものとなるようにすること。

④ 内装改修工事

とくしまDX推進HUBのコンセプトを活かした内装となるようにすること。

ただし、とくしまDX推進HUBが創設される場が賃貸物件であることから、退去時の現

状回復が容易になるようにすること。また、工事に当たっては、賃貸物件の貸主である J R 四国ステーション開発株式会社とも綿密に打合せを行うこと。

⑤ 電気設備工事

オフィスで働く職員の P C、コピー機、プリンター、オープンスペースで利用する大型ディスプレイ等電源を必要とする機器を確認の上、必要な電源設備・電話設備を設置するとともに、適切な照度を確保できる照明設備を設置すること。また、オフィス、オープンスペースをカバーする無線 L A N 設備を設置すること。

⑥ 機械設備工事

オフィス内に給排水に対応した流し台等の設備を設置すること。

⑦ 物品の調達・設置工事

「物品調達計画書」に基づき、物品を調達し、設置すること。

⑧ その他本業務の目的の実現に必要な業務

必要に応じて県と相談の上、実施すること。

(3) 注意事項

工事が可能な時間帯は、原則、午後 8 時から翌日午前 1 0 時までとし、阿波踊り期間中の工事は不可とする。また、工事に当たっては、別添 3「資産区分表」に従うこととし、A 工事（J R 四国ステーション開発株式会社）と適宜調整を行うこと。

※6月18日（水）、9月17日（水）は、クレメントプラザが休館日のため、日中の工事（作業）は可能であるが、ビルの保全工事等も実施予定のため、J R 四国ステーション開発株式会社の指示に従うこと。

(4) その他

本仕様書に定める事項のほか、事業の遂行により効果的となる事項について、独自提案として盛り込むこと。また、工事期間はなるべく短縮し、早期の完成を目指すこと。

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託業務全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的な業務管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制図を契約締結後、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、県との連絡を速やかに行うことができる連絡・調整体制を構築すること。また、業務の実施に当たっては、県と綿密に打合せを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

8 成果品

次の表に掲げる成果品を本県が指定する期日までに正本一部及び電子データで納品しなければならない。なお、成果品の内容の詳細については、本県と別途協議の上、決定するものとする。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (1) 業務実施体制図 | (提出期限 契約締結後、速やかに) |
| (2) 業務計画書 | (提出期限 第1回打合せ実施時) |
| (3) 「基本設計書（設計概要）」 | (提出期限 県と協議の上、決定) |
| (4) 「実施設計書」 | (提出期限 県と協議の上、決定) |
| (5) 「物品調達計画書」 | (提出期限 県と協議の上、決定) |
| (6) 物品納品書 | (提出期限 県と協議の上、決定) |
| (7) 取扱説明書 | (提出期限 県と協議の上、決定) |
| (8) 業務完了報告書 | (提出期限 委託業務完了後、速やかに) |
| (9) 委託業務に係る経費の明細書 | (提出期限 委託業務完了後、速やかに) |
| (10) 改装前後が比較できる写真 | (提出期限 委託業務完了後、速やかに) |
| (11) J R 四国ステーション開発株式会社が指示する書類 | (提出期限 J R 四国ステーション開発株式会社が示す期日) |
| (12) その他委託者が指示する書類 | (提出期限 県と協議の上、決定) |

9 その他

- (1) 受託者は、建築基準法、建設業法、消防法、避難安全検証法その他関係法令等に適合するよう関係機関等と協議の上、本業務を実施すること。
- (2) 事業実施に当たっては、J R 四国ステーション開発株式会社が示す、内装設計指針書〔デザイン編〕、内装・設備工事設計指針書、内装施工指針書を遵守すること。
- (3) 別添1「施設整備等の要件」は、整備・運営コスト等により変更することがある。
- (4) 関係機関との協議により、業務内容を変更する場合は、設計図書等も合わせて変更すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本県と協議の上、決定するものとする。